

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和8年3月23日 広島法務局東広島支局 登記官 大賀勝正

記

1 手続番号

第2420-2025-0005号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東広島市黒瀬町大多田字梶屋池10065番2